

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	8	担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法施行令	根拠条項	第6条第2項	許認可等の内容	准看護師免許証書換え交付	
<p>(根拠規定)</p> <p>保健師助産師看護師法第12条第2項 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。</p> <p>同法施行令第2条第2項 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 登録番号及び登録年月日</li><li>2 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別</li><li>3 准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名</li><li>4 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項</li><li>5 その他厚生労働大臣の定める事項</li></ol> <p>同法施行令第3条第2項 准看護師は、前条第2項第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、免許を与えた都道府県知事に准看護師籍の訂正を申請しなければならない。(同第3項により申請は、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。)</p> <p>同法施行令第6条第2項 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。(同第4項により申請は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。)</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	8	担当課	医療対策課													
法令名	保健師助産師看護師法施行令	根拠条項	第6条第2項	許認可等の内容	准看護師免許証書換え交付														
<p>(許認可等の基準)</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則第5条 令第3条第3項の籍の訂正の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。</p> <p>保健師助産師看護師法施行細則第3条 次の表の左欄に掲げる手続きは、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>政令第3条第2項の規定による准看護師籍の訂正の申請</td><td>准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(様式第4号)</td></tr><tr><td>3</td><td>政令第6条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請</td><td>〃</td></tr></tbody></table> <p>(その他)</p> <p>愛媛県手数料条例第2条 別表1の表から6の表までの左欄に掲げる事務につき、これらの表の中欄に掲げる名称の手数料を、これらの表の右欄に定める金額によって徴収する。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>13</td><td>保健師助産師看護師法施行令第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付</td><td>准看護師免許証の書換え交付手数料</td><td>3,400円</td></tr></tbody></table>							項	左 欄	右 欄	1	政令第3条第2項の規定による准看護師籍の訂正の申請	准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(様式第4号)	3	政令第6条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請	〃	13	保健師助産師看護師法施行令第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証の書換え交付手数料	3,400円
項	左 欄	右 欄																	
1	政令第3条第2項の規定による准看護師籍の訂正の申請	准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(様式第4号)																	
3	政令第6条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請	〃																	
13	保健師助産師看護師法施行令第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証の書換え交付手数料	3,400円																